

議案第53号

鳥取県地方卸売市場条例を廃止する条例

次のとおり鳥取県地方卸売市場条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県地方卸売市場条例を廃止する条例

鳥取県地方卸売市場条例（昭和46年鳥取県条例第49号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年6月21日から施行する。